

坂井市多世帯同居のリフォーム支援事業

この事業は、多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部補助を行います。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 居住推進区域(※1)内に所有する自ら居住している一戸建て住宅(※2)を改修し、新たに多世帯同居(※3)をする者又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者
 - (※1) 居住推進区域…居住推進区域とは、工業地域、工業専用地域を除く、用途地域指定区域および既成開発区域を言う。(詳しくは、お問い合わせ下さい。)
 - (※2) 一戸建て住宅…その住宅の床面積の1/2以上に相当する部分が当該居住の用に供されるもの
 - (※3) 多世帯同居…直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居すること(直系卑属の単独世帯は除く。)
- (2) 坂井市税を滞納していない者
- (3) 令和4年1月31日までに改修工事を完了する見込みのある者

対象となる改修工事

次に掲げる要件をすべて満たす

- (1) 多世帯同居に必要な工事のうち、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する工事
 - (ア) 間取りの変更に関する工事
既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更に関する工事(既存住宅の間取りの変更に伴わない増築を含む。)
 - (イ) バリアフリー改修工事
 - ①手すりの設置(浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置)
 - ②段差の解消(屋外に面する出入口、浴室、屋内(浴室を除く)等における段差の解消)
 - ③廊下幅等の拡張(通路、出入口等の拡張)
 - (ウ) 設備の改修工事
台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事(※設備の更新工事も補助対象とする。)
 - (エ) その他関連工事
同居人数の増加に伴う浄化槽の入替え工事
- (2) 坂井市内の建設業者等(市内で事業を営む個人事業者を含む)が施工する工事であること。
- (3) 国、県、市における他の補助制度を利用して住宅を改修する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

補助金の額

補助対象経費の1/3(千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。)とし、60万円を限度とする。

募集件数

2件 ※10月時点
(募集期間を令和3年12月24日(金)午後5時までとし、先着順とします。)

申込方法

本庁都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。
(申請書は、ホームページからもダウンロードできます。)

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)